



税務情報

国税庁 — 短期退職手当等Q&Aの公表

退職所得に対する課税については、一般的に、退職手当等が過去からの長期間にわたる勤労の対価の後払いという性格を持つとともに、退職後の生活の原資に充てられるものという特性を有しているため、その担税力は他の所得に比べて低いといえることから、退職所得の金額の計算にあたっては、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額を課税対象とする、いわゆる「2分の1課税」の措置が講じられています。

一方、この2分の1課税の措置があることを前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人の役員等が、給与の受取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例が指摘されていたことを踏まえ、2012年度税制改正において、勤続年数5年以下の法人の役員等の退職手当等（特定役員退職手当等）については、2分の1課税の措置を適用しないこととされました。

2021年度税制改正では、法人の役員等以外についても、勤続年数5年以下の短期間で支払われる退職金について、2分の1課税の措置の趣旨にそぐわない高額な支給実態が見られたことから、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等（短期退職手当等）についても、2分の1課税の措置の適用対象となる金額の見直しが行われました。

具体的には、短期退職手当等について、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下の場合には、従来どおり2分の1課税の措置が適用されますが、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合には、その超える部分について2分の1課税の措置が適用されないこととなります。

この改正は、2022年分以後の所得税について適用されます。

上記の2021年度税制改正を受け、国税庁は10月8日、短期退職手当等に関する質疑応答事例を取りまとめた以下のQ&Aを公表しました。

■ [短期退職手当等 Q&A \(PDF 831KB\)](#)

このQ&Aでは、退職所得課税に関する2021年度税制改正の概要(Q1)や適用時期の考え方(Q2)のほか、同一年中に短期退職手当等、特定役員退職手当

等又は一般退職手当等^(*)の2以上の退職手当等の支給を受けることとなった場合の退職所得金額や源泉徴収税額の計算方法・退職所得の受給に関する申告書の記載方法(Q8～Q13)等が、全13問のQ&Aを通して解説されています。

^(*) 一般退職手当等とは、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。

なお、この改正を受け、国税庁は9月10日、退職所得の受給に関する申告書の様式を改正する以下の法令解釈通達を9月7日付で発遣したことを公表しました。

- [「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について](#)
(法令解釈通達)

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.